

中華人民共和國税関：保稅港区管理暫定弁法

(2007年9月3日税関総署令第164号発布、2010年3月15日税関総署令第191号公布の《税関総署：〈中華人民共和國税関：保稅港区管理暫定弁法〉改正に関する決定》に基づき改正)

第一章 総則

第一条 税関の保稅港区に対する管理を規範可するため、《中華人民共和國税関法》(以下税関法という)及び関係法律、行政法規の規定に基づき、本弁法を制定する。

第二条 本弁法がいうところ保稅港区とは、國務院の批准を経て、国家が對外開放している口岸港区及びそれと隣接する特定区域内に設立され、港灣、物流、加工等の機能を有する税関特殊管理監督区域を指す。

第三条 税関は本弁法に則り、保稅港区を出入する輸送工具、貨物、物品及び保稅港区内企業、場所に対し管理監督を行う。

第四条 保稅港区は封鎖式管理を実行する。保稅港区と中華人民共和國国内のその他の地区(以下区外とする)との間は、税関管理監督が要求するカード口、ネット、モニター監視システム及び税関管理監督が必要とするその他の施設を設置しなければならない。

第五条 保稅港区内には人員は居住してはならない。保稅港区内人員の正常な業務、生活に必要な非営利性施設を保障する外は、保稅港区内に商業性生活消費施設の設立及び商業小売業務の展開をしてはならない。

税関及びその他の行政管理機構の事務場所は保稅港区計画面積内、ネットより外の保稅港区総合弁公区内に設置しなければならない。

第六条 保稅港区管理機構は情報共有するコンピュータ公共情報プラットフォームを構築し、かつ「電子口岸」を通じて区内企業及び関連単位と税関との間の電子データ交換を実現しなければならない。

第七条 保稅港区のインフラ及び管理監督施設、場所等は《税関特殊管理監督区域インフラ及び管理監督施設検収標準》に合致しなければならない。税関総署は國務院関係部門と共同で検収し合格した後、保稅港区は関係業務を展開することができる。

第八条 保稅港区内では下記の業務を展開することができる。

- (一) 輸出入貨物及びその他の税関手続きを終えていない貨物の保管
- (二) 国際中継貿易際対外貿易
- (三) 国際調達、分銷及び配送
- (四) 国際積み替え
- (五) テスト及びアフターサービスメンテナンス
- (六) 商品展示
- (七) 研究開発、加工、製造
- (八) 港湾作業
- (九) 税関の批准を経たその他の業務

第九条 保稅港区内企業（以下区内企業とする）は法人資格を有し、税関への税額納付及びその他の法定義務を履行する能力を具備していなければならない。特殊な情況において、保稅港区主管税関の許可を経た場合、区外法人企業は法に則り保稅港区内に分支機構を設立し、税関に備案することができる。

第十条 税関は区内企業に対しコンピュータネットワーク管理制度及び税関査察制度を実行する。

区内企業は税関管理監督が要求するコンピュータ管理システムを使用しなければならない。税関にデータ査閲用の端末及び設備とコンピュータアプリケーションのソフトの接続口を提供し、税関規定に沿った認証方式とデータ標準で税関と接続しなければならない。データは真実、正確、有効でなければならない。

税関は法に則り区内企業に対し税関査察を行う。監督区内企業は管理規範、遵法、自律すること。

第十一条 区内企業は《中華人民共和國會計法》及び関係法律、行政法規の規定に則り、財務管理を規範化し、税関管理監督の要求にあう帳簿及び報告書を設け、本企業の財務状況及び保稅港区を出入する貨物、物品の在庫、讓渡、移転、販売、加工及び使用等と関連する情況を記録しなければならない。そして事実のまま関連書類、帳簿に記入し、合法で、有効である証憑と照らし合わせて記帳、計算しなければならない。

第十二条 保稅港区内の港湾企業、水上輸送企業の経営及び関連活動は関係法律、行政法規及び税関管理監督の規定に沿っていなければならない。

第十三条 国家が輸出入を禁止する貨物、物品は保稅港区を出入りしてはならない。

第十四条 区内企業の生産経営活動は国家産業發展の要求に沿っていなければならない。高エネルギー消費、高汚染及び資源性製品、及び《加工貿易禁止類商品目録》に列記されて

いる商品の加工貿易業務を展開してはならない。

第二章 保税港区と国外間を出入りする貨物に対する管理監督

第十五条 保税港区と国外との間を出入りする貨物は保税港区主管税関で税関手続きを行わなければならない。出入国口岸が保税港区主管税管轄区内にない場合は、保税港区主管税関の批准を経て、口岸税関で税関手続きを行うことができる。

第十六条 税関は保税港区と国外との間を出入りする貨物に対し備案制管理を実施し、国外から保税港区に入る貨物は保税とするが、本弁法第十七条、第十八条及び第三十九条で規定するものは除外する。

本条前項規定に基づき備案制管理を実施する場合は、貨物の荷送・荷受人または代理人は事実通りに出入国貨物備案リストに記入し、税関に備案しなければならない。

第十七条 法律、行政法規に別途規定があるほか、下記の貨物が国外から保税港区に入った場合、税関は輸入関税及び輸入環節税関代理徴収税の徴収を免除する。

- (一) 区内の生産性のインフラ建設工事に必要な機器、設備及び建設生産棟、貯蔵施設が必要とするインフラ物資
- (二) 区内企業で生産に必要な機器、設備、金型及びそのメンテナンス用パーツ
- (三) 区内企業及び行政管理機構自社用の合理的数量である事務用品。

第十八条 国外から保税港区に入り、区内企業及び行政管理機構の自社使用に供する交通輸送工具、生活消費用品は、輸入貨物の関係規定に基づき通関手続きをし、税関は関係規定に基づき輸入関税及び輸入環節税関代理徴収税を徴収する。

第十九条 保税港区から国外に輸送される貨物は輸出関税を徴収免除する。但し法律、行政法規に別途規定がある場合は除く。

第二十条 保税港区と国外との間を出入りする貨物は、輸出入割当、許可証書管理を実施しないが、法律、行政法規及び規章に別途規定がある場合は除く。

同一の割当、許可証書の貨物について、税関が入区段階ですでに割当、許可証書を検査照合している場合は、出国段階ではあらためて企業に割当、許可証書原本の提示を求めない。

第三章 保税港区と区外との間を出入りする貨物に対する管理監督

第二十一条 保税港区と区外間を出入りする貨物で、区内企業または区外荷送・荷受

人は輸出入貨物の関係規定に従い保税港区主管税関で申告手続きを行う。徴税の必要がある場合は、区内企業または区外荷送・荷受人は貨物出入区時の実際状態に基づき税を納付する。割当、許可証書管理に該当する商品の場合は、区内企業または区外荷送人はさらに税関に割当、許可証書を提示しなければならない。同一の割当、許可証書の貨物については、税関が入国段階ですでに割当、許可証書の検査照合を行っている場合は、出区段階では企業に割当、許可証書原本の提示を求めない。

区内企業が区外で対外貿易業務に従事し、かつ貨物が実際に保税港区を出入しない場合は、荷送・荷受人所在地または貨物が実際に出入国する口岸地税関で申告手続きすることができる。

第二十二條 税関管理監督貨物が保税港区と区外との間を出入する場合は、保税港区主管税関は相応の担保の提供を要求することができる。

第二十三條 区内企業が加工生産過程において発生した端材、スクラップ、及び加工生産、貯蔵、輸送等の過程において産出した包装材について、区内企業は書面申請を提出しかつ税関の批准を経た場合には、区外に搬出することができ、税関は出区時の実際状態に基づき徴税する。輸入割当、許可証書管理商品に属するものである場合、輸入割当、許可証書を免除する。《輸入禁止廃物目録》に列記されている廃棄物及びその他の危険廃棄物で出区にあたり処置が必要なものは、関係企業は保税港区行政管理機構及び所在地の市級環境保護部門の許可文書等の材料を持って税関で出区手続きを行う。

区内企業が加工生産過程において産出した不良品、副産物を出区して国内販売する場合は、税関は国内販売時の実際状態に基づき徴税する。輸入割当、許可証書管理に該当するものは、企業は税関に輸入割当、許可証書を提示しなければならない。

第二十四條 保税港区を経由して区外に運ばれる優遇貿易協定の貨物で、税関総署の原産地管理の関連規定に沿っている場合は協定税率または特惠税率の適用を申請することができる。

第二十五條 税関の許可を経て区内企業は集中申告手続きを行うことができる。集中申告を実行する区内企業は 1 自然月内の申告リストデータをまとめ、輸出入貨物通関単に記入し、翌月末前に税関に集中申告手続きをしなければならない。

集中申告は通関単の集中申告の日に実施される税率、為替レートを適用し、集中申告は年度をまたいでではない。

第二十六條 区外貨物が保税港区に入ってくる場合、貨物輸出の関係規定に基づき納税手続きを行い、かつ下記の規定に基づき輸出税還付に使用する輸出貨物通関単証明綴りを発行する。

(一) 区外から保税港区に入り、区内企業の業務展開に供する国産貨物及びその包装材について、税関は輸出貨物に対する関係規定に基づき手続きを行い、輸出貨物通関単証明綴りを発行する。貨物を転関輸出する場合、発送地税関は転関貨物がすでに保税港区に入ったことを確認する保税港区主管税関の電子受取書を受領した後、輸出貨物通関単証明綴りを発行する。

(二) 区外から保税港区に入り、保税港区行政管理機構及び区内企業の使用に供する国産インフラ建設物資、機器、積卸設備、管理設備、事務用品等について、税関は輸出貨物に対する関係規定に基づき手続きをし、輸出貨物通関単証明綴りを発行する。

(三) 区外から保税港区に入り、保税港区行政管理機構及び区内企業の使用に供する生活消費用品及び交通輸送工具については、税関輸出貨物通関単証明綴りを発行しない。

(四) 区外から保税港区に入る原輸入貨物、包装物料、設備、インフラ建設物資等については、区外企業税関は上述貨物または物品のリストを提供し、輸出貨物の関係規定に基づき申告手続きをしなければならず、税関は輸出貨物通関単証明綴りを発行せず、すでに納付した関税、輸入環節税関代理徴収税は還付しない。

第二十七条 保税港区主管税関の批准を経て、区内企業は在保税港区総合弁公区専用の展示場所で商品展示活動を開催することができる。展示する貨物は税関で備案し、かつ税関管理監督を受けなければならない。

区内企業が区外のその他の場所で商品展示活動を開催する場合は、税関の一時入国貨物に対する管理規定を参照して関係手続きをしなければならない。

第二十八条 保税港区内で使用する機器、設備、金型及び事務用品等の税関管理監督貨物は、修理貨物入国の関係規定を参照して、区外に搬出しテスト、メンテナンスすることができる。区内企業が金型を区外に搬出しテスト、メンテナンスを行う場合は、金型により生産される製品のサンプルまたは図案資料を保管しなければならない。

区外に搬出しテスト、メンテナンスする機器、設備、金型及び事務用品等は、区外で加工生産及び使用してはならず、かつ搬出日より 60 日以内に保税港区に再搬入しなければならない。特殊な状況のため期日通りに再搬入できない場合、区内企業または保税港区行政管理機構は期限満了の 7 日前までに書面形式で税関に延期を申請しなければならず、延長期限は 30 日を超えてはならない。

テスト、メンテナンスが完了し保税港区に再搬入する機器、設備、金型及び事務用品等は原物でなければならない。新部品、パーツまたは付属品の交換があった場合は、もとの部品、パーツまたは付属品をあわせて保税港区に再搬入しなければならない。区外で交換した国産部品、パーツまたは付属品に対し、税額還付の必要がある場合、区内企業または区外企業は申請を提出し、保税港区主管税関は輸出貨物の関係規定に基づき手続きをし、輸出貨物通関単証明綴りを発行する。

第二十九条 区内企業が金型、原材料、半製品等区外に搬出して加工を行う必要がある場合は、外注加工を実施する前に、請負加工契約または協議、請負企業の営業許可証コピー及び区内企業が署名捺印の上確認した請負企業の生産能力状況等材料に基づいて、保税港区主管税関で外注加工手続きをしなければならない。

区外企業に加工委託を行う期間は 6 か月を超えてはならず、加工完了後の貨物は時間通りに保税港区に再搬入しなければならない。区外での外注加工により産出された端材、スクラップ、不良品、副産物で保税港区に再搬入しない場合は、税関は実際の状態に基づき徴税しなければならない。区内企業は出区時の区外加工委託申請書及び関係証書に基づいて、税関で検査照合手続きを行う。

第四章 保税港区内貨物に対する管理監督

第三十条 保税港区内貨物は自由に流通することができる。区内企業が貨物を譲渡、移転する場合は、双方の企業はすみやかに税関に譲渡、移転する貨物の品名、数量、金額等の電子データ情報を送付しなければならない。

第三十一条 区内企業で加工貿易銀行保証金台帳及び契約核銷制度を実行していない場合は、税関は保税港区内加工貿易貨物に対し単耗標準管理を実施しない。区内企業は業務展開の日より定期的に税関に貨物の入区、出区及び保管状況を送付しなければならない。

第三十二条 保税港区内でメンテナンス業務展開を申請する企業は企業法人資格を有し、かつ保税港区主管税関に登記備案していなければならない。区内企業がメンテナンスする製品は我が国が輸出した機械電気製品の販売後メンテナンスのみであり、メンテナンス後の製品、交換したパーツ及びメンテナンス過程において発生した物料は再輸出しなければならない。

第三十三条 区内企業が危険化工品及び易燃物・易爆発物の生産、経営及び輸送業務を展開する必要がある場合、安全監督、交通等関連部門の行政許可を取得し、かつ保税港区主管税関に報告し備案しなければならない。

関連するタンク、装置、設備等の施設は税関の管理監督の要求を満たしていなければならない。パイプを通じて保税港区に出入りする貨物は、計量テスト装置及びその他税関管理監督が行いやすい施設、設備を配備しなければならない。

第三十四条 区内企業が放棄申請する貨物は、税関及び関係主管部門の許可後、保税港区主管税関が法に則り売却処分し、売却処分収入について税関は関係規定に基づき処理する。但し法律、行政法規及び税関規章が放棄してはならないと規定する貨物を除く。

第三十五条 不可抗力により保税港区貨物に損壊、滅失が興った場合、区内企業はすみやかに書面で保税港区主管税関に報告し、状況を説明するとともに災害鑑定部門の関係証明を提出しなければならない。保税港区主管税関の査定確認後、下記の規定に基づき処理する。

(一) 貨物が滅失、または滅失はしていないけれども完全に使用価値を失った場合、税関は核銷及び免税手続きを行う。

(二) 入国貨物が損壊し一部の使用価値を失った場合は、区内企業は税関で積戻し手続きを行うことができる。もし積戻しにより出国せずかつ区外に搬出することを要求する場合、区内企業は申請を提出し、保税港区主管税関の許可を経て、税関が査定する価格にて徴税する。

(三) 区外から保税港区に搬入された貨物が損壊し一部の使用価値を失い、かつ輸出企業へ返品交換する必要がある場合、壊れた貨物と同じまたは類似する貨物と返品交換し、かつ保税港区主管税関で積戻し手続きすることができる。

区外に積戻す必要があり、まだ輸出税還付手続きをしていないものに該当する場合は、保税港区主管税関で積み戻し手続きを行うことができる。すでに輸出税還付手続きを終えているものに該当する場合は、本条第一項第(二)号の入国貨物の区外搬出の関係規定に基づき手続きを行う。

第三十六条 保管が適切でないなど不可抗力ではない要素により貨物が損壊、滅失した場合、区内企業はすみやかに書面で保税港区主管税関に報告し、状況を説明しなければならない。保税港区主管税関の査定確認後、下記の規定に基づき手続きを行う。

(一) 国外から保税港区に搬入する貨物について、区内企業は一般貿易貨物輸入の規定に基づき、税関が審査認定した貨物の損壊または滅失前の課税価格で、貨物損壊または滅失の日に適用される税率、為替レートで関税、輸入環節税関代理徴収税を納付しなければならない。

(二) 区外から保税港区に搬入する貨物について、区内企業はあらためて輸出により還付される国内環節関係税収を納付しなければならない。税関はこれをもとに核銷手続きを行うが、すでに輸出関税が納付されている場合は還付しない。

第三十七条 保税港区貨物には保管期限を設けない。但し保管期限が2年を超えた場合は、区内企業は毎年税関に備案しなければならない。

貨物の性質及び実際情况等の原因により保税港区が継続して保管することが公共の安全、環境衛生または人体健康に影響を与える場合は、税関は企業に対しすみやかに関連税関手続きを終え、貨物を保税港区から搬出するよう命じなければならない。

第三十八条 税関は保税港区とその他の税関特殊管理監督区域または保税管理監督場所との間を往来する貨物に対し、保税管理監督を実施するが、輸出税還付手続きに使う輸

出貨物通関単証明綴りは発行しない。但し貨物が国内貨物の入区（庫）環節輸出税還付制度を実行していない税関特殊管理監督区域または保税管理監督場所から保税港区に転入された場合は、貨物は実際に出国したと見なし、転出地税関が輸出税還付用の輸出貨物通関単証明綴りを発行する。

保税港区とその他の税関特殊管理監督区域または保税管理監督場所との間の貨物流通は、輸出入環節の関係税収を徴収しない。

保税港区とその他の税関特殊管理監督区域または保税管理監督場所との間を往来する貨物輸送工具は、税関管理監督要求を満たしていなければならない。

第五章 直接輸出入貨物及び保税港区を出入する輸送工具及び個人の携帯貨物、物品に対する管理監督

第三十九条 保税港区を通過し直接輸出入する貨物について、税関は輸出入関係規定に基づき管理監督を行う。輸出貨物の荷送人またはその代理人は貨物が保税港区到着前に税関に申告することができる。輸出貨物が保税港区に到着し、税関が申告を受理し通過完了後、関係規定に基づき輸出貨物通関単証明綴りを発行する。

第四十条 輸送工具及び個人が保税港区を出入りする場合は、税関の管理監督及び検査を受けなければならない。

第四十一条 出入国する輸送工具のサービス人員及び出入国する旅客が個人物品を携帯して保税港区を出入りする場合は、税関は出入国旅客荷物物品の関係規定に基づき管理監督を行う。

第四十二条 保税港区と区外間を出入する下記の貨物について、税関の批准を経て、区内企業は専門者を派遣して携帯または自己輸送することができる。

- (一) 価値が1万ドル以下の少額貨物
- (二) 品質が不合格だったため区外に積戻し返品交換する貨物
- (三) すでに輸入納税手続きを終えた貨物
- (四) 企業が輸出税額還付を要求しない貨物
- (五) その他の税関の批准を経た貨物

第六章 附 則

第四十三条 国外から保税港区に輸送される貨物及び保税港区から国外へ輸送される貨物は税関輸出入統計に入れる。但し、法律、行政法規及び税関規章に別途規定がある場合は除く。区外から保税港区に搬入、及び保税港区から区外へ搬出する貨物は、税関単項

統計に入れる。

区内企業間で譲渡、移転する貨物及び保税港区とその他の税関特殊管理監督区域または保税管理監督場所との間を往来する貨物は、税関統計に入れない。

第四十四条 本弁法に違反して密輸行為を構成、税関管理監督規定に違反する行為またはその他の税関法に違反する行為がある場合、税関は税関法及び《中華人民共和國税関行政処罰実施条例》の関係規定に基づき処理する。犯罪を構成する場合は、法に則り刑事責任を追及する。

第四十五条 國務院の批准を経て内陸地区に設立された保税港区機能を有する総合保税区は、本弁法を参照し管理を行う。

第四十六条 本弁法は税関総署が解釈の責任を負う。

第四十七条 本弁法は 2007 年 10 月 3 日より施行する。

(日綜(上海)投資コンサルティング有限公司/佐々木 清美)